





## ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

### 1. 最賃履行へ重点監督 (2023/4/17)

厚生労働省は、令和5年度地方労働行政運営方針を策定した。最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進を重点施策の1つに掲げた。企業における賃金引上げの参考になるよう、労働基準監督署が企業の好事例などを紹介し、取組みを後押しする。最賃改定時には、最賃の履行確保に問題がある業種などを対象とした重点監督を展開する。賃金支払い方法として新たに認められた「デジタル払い」については、制度の周知を進めるとともに、法令違反の疑いがある企業に対して指導を実施していく。

### 2. 運送業・上限規制適用全18労基署で業種別説明会 (2023/4/17)

東京労働局(辻田博局長)は、来年度に迫った運送業への時間外労働の上限規制と改正改善基準告示の適用に向け、今年度から2年間の集中対策に乗り出す。トラック、バス、タクシー業者それぞれを対象とした説明会を、都内の全18労働基準監督署で開く。企業側から希望があった場合には個別に事業場を訪問し、時間外労働削減への取組みを助言する。労働時間の短縮には人材の確保が必要になることから、ハローワークでは運送業を対象を絞ったマッチング支援を進める。

### 3. 雇調金不正受給 自主申告で企業名公表せず (2023/4/10)

厚生労働省は、雇用調整助成金のコロナ特例を不正受給した企業などの公表基準を明らかにした。不正受給した額と、不正を理由に不支給となった申請額が合計100万円以上の企業は原則として公表対象とするが、都道府県労働局の調査前に自主申告し、返還命令から1カ月以内に全額納付した場合には公表しない方針だ。自主的な申告を促し、不正受給の早期発見・是正につなげる狙い。不正に関与した社会保険労務士については、金額や返還の有無にかかわらず、氏名などを公表する。

### 4. トラック運転者 残業代の明確区分性否定 (2023/3/27)

トラック運転者の残業代の適法性が争われた裁判で、最高裁判所第二小法廷(草野耕一裁判長)は1000万円超の請求を棄却した二審判決を破棄し、審理を福岡高等裁判所に差し戻した。通常の労働時間の賃金と残業代の明確区分性を欠くと判断している。会社は残業代として、基本給と残業時間から算出する「時間外手当」と、時間外手当額に応じて増減する「調整手当」を支給。結果的に残業の多寡によって賃金総額が変わらない仕組みを採用していた。最高裁は適法な残業代かどうかは、時間外手当と調整手当が全体として残業の対価といえるかを検討するべきと指摘。制度改定の経緯を踏まえ、調整手当には旧賃金制度下で通常の労働時間の賃金だった歩合給が相当程度含まれていると評価している

# ★令和 5 年助成金が公開されました★

今年の助成金の一覧です

雇用調整助成金によって注目を浴びた雇用関係助成金ですが、こうした助成金は年度単位で改廃が行われます。4月となり、新しいパンフレットなどが続々公開されています。

1. 雇用調整助成金
2. 産業雇用安定助成金
3. 労働移動支援助成金
4. 中途採用等支援助成金
5. 特定求職者雇用開発助成金
6. トライアル雇用助成金
7. 地域雇用開発助成金
8. 人材確保等支援助成金
9. 通年雇用助成金
10. 65歳超雇用推進助成金
11. 高年齢労働者処遇改善促進助成金
12. キャリアアップ助成金
13. 両立支援等助成金
14. 人材開発支援助成金



新たな助成金は今のところないようですが、雇用調整助成金等、大幅に申請要綱が変更になっているものも多くあります。

助成金についてご相談は、当事務所にお問い合わせ下さい。

・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

## ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

### 第137回

ダラダラ残業の対策は？

Q、最近上司からの指示がないのに一部社員が会社に退社時間を過ぎても仕事と称してだらだら残業をしているようです。残業時間が多くなると労使協定した時間を気にしなくてはならなく困っています。会社としての対策はどうしたらいいのでしょうか？

A、会社は、必要以上の残業を認めない姿勢が必要です。

残業の申し出・許可を得なければ認められないルールを明示しましょう。就業規則の改定や周知を図るために通達することが大事です。

会社がダラダラ残業を黙認・放置していれば当然、会社が認めたことになり労働時間になります。

必要ではないと判断したら社員にはっきり残業を認めず退社を促しましょう。



## ★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

暖かい毎日です。ベイリーフの庭では、バラの蕾が膨らみ、例年より早い開花が見られそうで楽しみです。

事務組合の年度更新作業も一段落。皆様早めのご協力ありがとうございました。

近々に新しい案件があり落ち着いたとりかかることが出来そうです。過ぎしやすい時期にサクサクと効率よく頑張っていきましょう！

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>